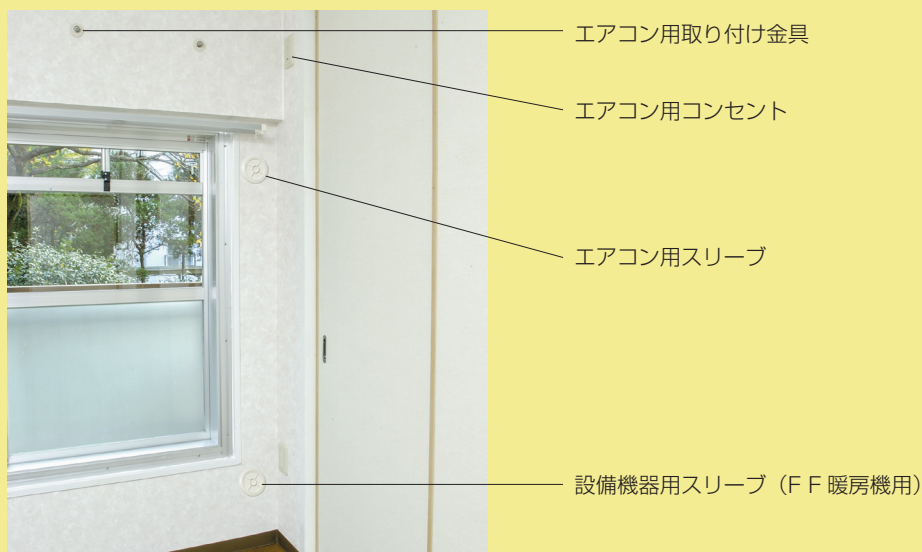


15. 冷暖房器具の取り付け

(1) スリーブ (穴) の利用

住宅によっては、エアコン用配管および FF 暖房機の給排気などに利用するスリーブが設けてあります。スリーブを設けてある場所は住宅によって異なりますが、居間、居間兼食事室等の外部に面する壁に設けてあります。上部のスリーブはエアコン用に、下部のスリーブは FF 暖房機の給排気用に主に利用します。なお、スリーブ穴を保護しているスリーブキャップはなくさないよう保管をお願いします（なくした場合はお客様のご負担となります）。



(2) 冷暖房器具の取り付け

◎住宅によっては、各部屋に暖房用設備として、温水コンセントが設置してある場合（放熱器を接続します）、ガスコンセントが設置してある場合（FF 暖房機などを接続します）があります。

◎エアコンを設置する場合、エアコン用取り付け金具、エアコン用スリーブおよびエアコン用コンセントがある住宅では、それらを利用してください。この場合は UR 都市機構の模様替え承諾は必要ありません。

◎エアコンを設置するために、取り付け金具、スリーブ、またはエアコン用コンセントを設ける場合は、UR 都市機構の模様替え承諾を必要としますので 35 ページを参照の上お手続きください。

◎住宅によっては室外機置場の指定がありますので管理サービス事務所または住まいセンター等へお問い合わせください。

また、エアコンなどの大型機器を設置される場合には、電気容量にもご注意いただき、販売店、メーカーなどにご相談の上、電気設備に合う最適な方法で設置してください。

